

重要事項説明書
サービス利用契約書
個人情報使用同意書

訪問看護ステーション haru style 世田谷
介護保険事業所番号 : 1361291469
訪問看護ステーションコード : 7493554

重要事項説明書

I. 訪問看護事業者の概要

名称・法人種別	合同会社 Maison84
代表者	代表取締役 石橋 誠
所在地	〒154-0002 東京都世田谷区下馬五丁目25-11-F

II. 事業所の概要

事業所名称	訪問看護ステーションharu style 世田谷
所在地	〒154-0015 東京都世田谷区桜新町1丁目15-1 チェリーハイム302
介護保険事業所番号	1361291469
訪問看護ステーションコード	7493554
管理者氏名	田中 茉莉花
連絡先	TEL 03-6804-4162 FAX 03-6804-4262
通常サービス提供地域	東京都世田谷区

事業所の職員体制について

職種	従事するサービス種類・業務	人員
看護師	訪問看護	5名(常勤3名、パート2名)

サービス提供時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00 ~ 18:00

III. サービスの内容

- (1) 健康のチェック、健康相談
- (2) 日常生活の看護
- (3) 医療的処置、物品の管理、予防
- (4) リハビリテーション
- (5) 療養生活の介護方法の指導
- (6) 精神的、心理的な看護
- (7) 検査、治療促進のための看護
- (8) 認知症患者の看護
- (9) ターミナルケア

IV. 費用 料金表ページ参照

(1)利用者負担金は、次の4種類に分類されます。

- ①介護報酬に係る利用者負担金(費用全体の1~3割)
- ②医療保険に係る利用者負担金(費用全体の1~3割)
- ③運営基準(厚生労働省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)
- ④運営のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)

(2)その他

①交通費

介護保険による介護サービスの場合は不要です。対象地域内外問わず無料となります。

②衛生材料費

利用者様の介護サービスに使用する衛生材料は、利用者様でご用意ください。

③利用者負担金は、(1)の①もしくは②とともに、翌月の15日過ぎに請求書をお送りしますので、月末までに現金もしくは口座振り込みでお支払ください。

④上記の利用者負担金は、「月1回のサービス提供分で「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。

居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、利用者様が利用料(10割)を一旦支払い、その後市区町村に対して保険給付分(9割)を請求することになります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、1か月につき料金表の利用料金全額をお支払ください。

利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

⑤その他の費用

サービスの実施に必要な自宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、利用者様の負担となります。

V. キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、以下のキャンセル料が発生します。

①訪問時間30分前までに連絡があった場合	1,000円(消費税別)
②訪問時間30分以降の連絡または連絡がなかった場合	5,000円(消費税別)

※但し、急用での訪問看護の変更や急病等のやむを得ない場合はこの限りではありません。

VI. 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関居宅介護支援事業者等に連絡します。

VII. 事故発生時の対応

訪問看護サービスの提供に際し、利用者様に事故が発生した場合には、速やかに主治医、市区町村、介護支援専門員、利用者様の家族または後見人へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

VIII. 利用料金

【その他の利用料】

(1)長時間サービス

・営業時間内で2時間を超える訪問看護 30分あたり 2,000円(消費税別)

・営業時間外で2時間を超える訪問看護 30分あたり 2,500円(消費税別)

(2)死後処置 15,000円(消費税別)

IX. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、下記に記載する窓口で対応いたします。

窓口	訪問看護ステーションharu style 世田谷
電話番号	03-6804-4162
FAX	03-6804-4262
相談員	管理者:田中 茉莉花(24時間対応はオンコール担当者)
対応日時	月～金 9:00～18:00(通常営業時間外はオンコール担当者)

※その他、公共機関でも苦情申出等ができます。

<公共機関その他の苦情受付>

窓口	住所	電話番号
世田谷区役所 高齢福祉課	世田谷区世田谷4丁目21番27号	03-5432-2397
東京都国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談窓口	東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階	03-6238-0177
東京都福祉保健局 高齢社会対策部介護保険課	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	03-5320-4597

訪問看護利用料金表

【医療保険】 *健康保険法の改定に準ずる。

◆訪問看護基本療養費・管理療養費(/日)

令和6年6月1日

項目			料金 (10割)	自己負担額 (1割)
訪問看護基本療養費 I	看護師	週3日迄	5,550円	555円
		週4日以降	6,550円	655円
訪問看護基本療養費 II *同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合	看護師	週3日迄	5,550円	555円
		週4日以降	6,550円	655円
訪問看護基本療養費 II *同一建物居住者で同一日に3人訪問以上した場合	看護師	週3日迄	2,780円	278円
		週4日以降	3,280円	328円
訪問看護基本療養費 III *入院中の一時外泊における訪問		(/日)	8,500円	850円
訪問看護管理療養費 I *利用者様のうち、同一建物居住者の割合が全利用者様の7割未満で、GAF尺度40以下の利用者様が月5人以上の場合		月の初日	7,670円	767円
		2日目以降	3,000円	300円
訪問看護管理療養費 II *上記 I の条件に当てはまらない場合		月の初日	7,670円	767円
		2日目以降	2,500円	250円
精神科訪問看護基本療養費 I	看護師 30分未満	週3日迄	4,250円	425円
		週4日以降	5,100円	510円
精神科訪問看護基本療養費 I	看護師 30分以上	週3日迄	5,550円	555円
		週4日以降	6,550円	655円
精神科訪問看護基本療養費 III *同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合	看護師 30分未満	週3日迄	4,250円	425円
		週4日以降	5,100円	510円
精神科訪問看護基本療養費 III *同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合	看護師 30分以上	週3日迄	5,500円	550円
		週4日以降	6,550円	655円
精神科訪問看護基本療養費 III *同一建物居住者で同一日に3人訪問以上した場合	看護師 30分未満	週3日迄	2,130円	213円
		週4日以降	2,550円	255円
精神科訪問看護基本療養費 III *同一建物居住者で同一日に3人訪問以上した場合	看護師 30分以上	週3日迄	2,780円	278円
		週4日以降	3,280円	328円

◆加算

項目		料金 (10割)	自己負担 額 (1割)
24時間対応体制加算 *御利用者様及びその御家族等から連絡や相談に常時対応出来、必要に応じて緊急時の対応を行う事が出来る体制	看護業務の負担軽減措置あり (/月)	6,800円	680円
	上記以外 (/月)	6,520円	652円
緊急時訪問看護加算/精神科緊急時訪問看護加算 *主治医からの指示等を受けて計画外の訪問を行った場合	月14日目まで (/日)	2,650円	265円
	月15日目以降 (/日)	2,000円	200円
特別管理加算Ⅰ *特別な管理(留置カテーテル等)を必要とする場合	(/月)	5,000円	500円
特別管理加算Ⅱ *I以外の特別な管理(酸素等)を必要とする御利用者様に対して	(/月)	2,500円	250円
退院時共同指導加算 *退院退所にあたり、医師等と共同して指導を行った場合	(/回)	8,000円	800円
特別管理指導加算 *特別な管理(留置カテーテル・酸素等)を必要で退院時共同指導を行なった場合	(/回)	2,000円	200円
退院支援指導加算 *退院日在宅で療養上必要な指導(訪問看護)を行った場合	退院日 (/回)	6,000円	600円
在宅患者連携指導加算 *医療関係職種間で月2回以上情報共有をし、御利用者様又は御家族に指導を行なった場合	必要時 (/月)	3,000円	300円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 *医療関係職種間でカンファレンスをし、御利用者様又は御家族に指導を行なった場合	必要時 (/月) *月2回迄	2,000円	200円
精神科重症患者支援管理連携加算イ *精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する場合	(/月)	8,400円	840円
精神科重症患者支援管理連携加算ロ *精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する場合	(/月)	5,800円	580円

項目			料金 (10割)	自己負担額 (1割)
難病等複数回訪問加算 *特別訪問看護指示書の交付を受け且つ難病等の御利用者様で1日に複数回訪問した場合 [同一建物居住者で2人以下]		2回訪問(/日)	4,500円	450円
		3回以上訪問 (/日)	8,000円	800円
難病等複数回訪問加算 *特別訪問看護指示書の交付を受け且つ難病等の御利用者様で1日に複数回訪問した場合 [同一建物居住者で3人以上]		2回訪問(/日)	4,000円	400円
		3回以上訪問 (/日)	7,200円	720円
精神科複数回訪問看護加算 *主治医が複数回の訪問看護の必要を認めた御利用者様に対し1日に複数回の訪問看護を行った場合 [同一建物居住者で2人以下]		2回訪問(/日)	4,500円	450円
		3回以上訪問 (/日)	8,000円	800円
精神科複数回訪問看護加算 *主治医が複数回の訪問看護の必要を認めた御利用者様に対し1日に複数回の訪問看護を行った場合 [同一建物居住者で3人以上]		2回訪問(/日)	4,000円	400円
		3回以上訪問 (/日)	7,200円	720円
複数名精神科訪問看護加算 *1人で看護を行う事が困難な御利用者様に対し同時に複数名で訪問する場合 [同一建物居住者で2人以下]	看護師	1回訪問(/日)	4,500円	450円
		2回訪問(/日)	9,000円	900円
		3回以上訪問 (/日)	14,500円	1,450円
複数名精神科訪問看護加算 *1人で看護を行う事が困難な御利用者様に対し同時に複数名で訪問する場合 [同一建物居住者で3人以上]	看護師	1回訪問(/日)	4,000円	400円
		2回訪問(/日)	8,100円	810円
		3回以上訪問 (/日)	13,000円	1,300円
複数名精神科訪問看護加算 *1人で看護を行う事が困難な御利用者様に対し同時に複数名で訪問する場合 [同一建物居住者で2人以下]	看護補助者	(/日) *週1回迄	3,000円	300円
複数名精神科訪問看護加算 *1人で看護を行う事が困難な御利用者様に対し同時に複数名で訪問する場合 [同一建物居住者で3人以上]	看護補助者	(/日) *週1回迄	2,700円	270円

項目			料金 (10割)	自己負担額 (1割)
複数名訪問看護加算 *1人で看護を行う事が困難な御利用者様に対し同時に複数名で訪問する場合 [同一建物居住者で2人以下]	看護師	(/日) *週1回迄	4,500円	450円
		(/日) *週3回迄	3,000円	300円
複数名訪問看護加算 *1人で看護を行う事が困難な御利用者様に対し同時に複数名で訪問する場合 [同一建物居住者で3人以上]	看護師	(/日) *週1回迄	4,000円	400円
		(/日) *週3回迄	2,700円	270円
複数名訪問看護加算 *1人で看護を行う事が困難且つ特別な管理を必要と	看護補助者	1回訪問(/日)	3,000円	300円
		2回訪問(/日)	6,000円	600円

する御利用者様に対し同時に複数名で訪問する場合 [同一建物居住者で2人以下]		3回以上訪問 (/日)	10,000円	1,000円
複数名訪問看護加算 *1人で看護を行う事が困難且つ特別な管理を必要とする御利用者様に対し同時に複数名で訪問する場合 [同一建物居住者で3人以上]	看護 補助 者	1回訪問(/日)	2,700円	270円
		2回訪問(/日)	5,400円	540円
		3回以上訪問 (/日)	9,000円	900円
夜間・早朝加算 *御利用者様又は御家族の求めに応じ夜間(18時-22時)又は早朝(6時-8時)に指定訪問看護を行った場合		(/回)	2,100円	210円
深夜加算 *御利用者様又は御家族の求めに応じ深夜(22時-6時)に指定訪問看護を行った場合		(/回)	4,200円	420円
長時間訪問看護加算/ 精神科長時間訪問看護加算 *特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書の交付を受ける御利用者様で1時間30分を超えて訪問看護を提供する場合		(/日) *週1回迄	5,200円	520円
訪問看護医療DX情報活用加算 *オンライン請求、オンライン資格確認を行った場合		(/月)	50 円	5 円

◆その他

項目		料金 (10割)	自己負担額 (1割)
訪問看護情報提供療養費 I、II、III *市町村・都道府県や保育所等、保険医療機関等に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合	(/月) (/年度) * II のみ	1,500円	150円
訪問看護ターミナルケア療養費 I *在宅で死亡、又は特別養護老人ホーム等で死亡した御利用者様で看取り介護加算等を算定していない御利用者様に対してターミナルケアを行う場合	死亡月	25,000円	2,500円
訪問看護ターミナルケア療養費 II *特別養護老人ホーム等で死亡した御利用者様で看取り介護加算等を算定している御利用者様に対してターミナルケアを行う場合	死亡月	10,000円	1,000円
訪問看護ベースアップ評価料(I) *訪問看護管理療養費を算定し、職員の賃金の改善を図る体制を構築している場合 *所定の算定式の評価数値に応じて下記を加えて算定する。	(/月)	780円	78 円
訪問看護ベースアップ評価料(II)1 (0を超える)	(/月)	10円	1 円
訪問看護ベースアップ評価料(II)2 (15以上)	(/月)	20円	2 円
訪問看護ベースアップ評価料(II)3 (25以上)	(/月)	30円	3 円
訪問看護ベースアップ評価料(II)4 (35以上)	(/月)	40円	4 円
訪問看護ベースアップ評価料(II)5 (45以上)	(/月)	50円	5 円

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)6 (55以上)		(/月)	60円	6 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)7 (65以上)		(/月)	70円	7 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)8 (75以上)		(/月)	80円	8 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)9 (85以上)		(/月)	90円	9 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)10 (95以上)		(/月)	100円	10 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)11 (125以上)		(/月)	150円	15 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)12 (175以上)		(/月)	200円	20 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)13 (225以上)		(/月)	250円	25 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)14 (275以上)		(/月)	300円	30 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)15 (325以上)		(/月)	350円	35 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)16 (375以上)		(/月)	400円	40 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)17 (425以上)		(/月)	450円	45 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)18 (475以上)		(/月)	500円	50 円

【介護保険】

1. 地域区分: 1級地(大田区、目黒区) 1単位=11.40円
3級地(三鷹市) 1単位=11.05円

2. 時間区分毎の単位数

(1) 看護師・准看護師

令和6年6月1日

所要時間	要介護1～5	要支援1～2
20分未満	314単位/回	303単位/回
	(283単位/回)	(273単位/回)
30分未満	471単位/回	451単位/回
	(424単位/回)	(406単位/回)
30分以上1時間未満	823単位/回	794単位/回
	(741単位/回)	(715単位/回)
1時間以上1時間30分未満	1,128単位/回	1,090単位/回
	(1,016単位/回)	(981単位/回)

下段()内は准看護師が訪問した場合

* 同一建物等居住者の場合:

- ・ひと月当たりの利用者様が20人を超える場合は90/100に減となります
- ・ひと月当たりの利用者様が50人を超える場合は85/100に減となります

* 理学療法士等による訪問は1回20分以上

- ・1日に2回を越えて(=3回以上)訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に90/100に減となります
- ・1人の利用者様につき週に6回を限度とします
- ・訪問看護契約をもって、理学療法士による訪問が利用できます。

3. その他加算

(1) 緊急時訪問看護加算(Ⅰ) 600単位/月

- ・利用者様の同意を得て、看護業務の負担軽減体制の整備が行われている場合に算定します
- ・24時間、緊急時に電話相談や利用者様の求め、主治医判断に応じて訪問が可能となります

緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 574単位/月

- ・看護業務の負担軽減体制の整備が行われていない場合は、(Ⅱ)で算定します。

(2) 特別管理加算(Ⅰ) 500単位/月

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル(膀胱留置カテーテル、胃瘻チューブ)等を使用している状態等

特別管理加算(Ⅱ) 250単位/月

- ・在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等

※ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算は区分支給限度基準額の算定対象外

(3) サービス提供体制強化加算

- ・訪問1回当たり6単位/回の単位数を加算します。
(看護師等総数のうち勤続年数7年以上の者30%以上配置)
- ・訪問1回当たり3単位/回の単位数を加算します。
(看護師等総数のうち勤続年数3年以上の者30%以上配置)

・区分支給限度基準額の算定対象外

(4) 退院時共同指導加算 600単位/月

- ・主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に算定します。
初回の訪問看護の際に1回(特別な管理をする者である場合2回)算定します。

(5) 初回加算(Ⅰ) 350単位/月

- ・退院日に初回の訪問看護を行った場合、当該月に算定します。
※ 退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

初回加算(Ⅱ) 300単位/月

- ・退院日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合、当該月に算定します。

※ 退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

(6)ターミナルケア加算 2,500単位/死亡月

- ・死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に算定します。
- ・区分支給限度基準額の算定対象外。

(7)口腔連携強化加算 50単位/月

- ・口腔の状態を確認し、利用者様の同意を得て歯科医療機関とケアマネへ情報提供を行った場合に算定します。

(8)看護・介護職員連携強化加算 250単位/月

- ・訪問介護事業所と連携し、痰の吸引や経管栄養等が必要な利用者様に係る計画の作成や、訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合に算定します。

(9)夜間・早朝・深夜加算

* 夜間(18~22時)又は早朝(6~8時) 所定単位数の25/100

* 深夜(22~6時) 所定単位数の50/100

- ・ひと月以内に2回目以降の夜間帯に計画外の訪問看護を行った場合に、早朝・夜間・深夜加算を算定します。

(10)長時間訪問看護加算 300単位/月

- ・特別管理加算を算定する利用者様に対し、1時間30分以上の訪問看護を行った場合に、所定の単位数に加算します(准看護師が行う場合も単位数は同じ)。

(11)複数名訪問加算

・1人で看護を行うのが困難な場合(暴力行為等)など、保健師、看護師、准看護師等、が2人以上で看護を行った場合、所定の単位に加算します。

※複数名訪問加算(I)

・複数の看護師等の場合 30分未満 254単位/回
30分以上 402単位/月

※複数名訪問加算(II)

・看護師等と看護補助者の場合 30分未満 201単位/回
30分以上 317単位/月

◆その他の利用料徴収予定

(1)長時間サービス

営業時間内で2時間を越える訪問看護 30分あたり 2,000円(消費税別)
営業時間外で2時間を越える訪問看護 30分あたり 2,500円(消費税別)

(2)時間外サービス

訪問看護1回につき 2,000円(消費税別)

(3)死後処置 15,000円(消費税別)

(4)キャンセル料

利用者様の都合でサービスを中止する場合、当日朝9時までにご連絡がない時は、キャンセル料を頂きます。
ただし、急用での訪問時間の変更や急病の場合この限りではありません。

- ①当日9時～訪問予定時間の30分前までに連絡があった場合 1,000円(消費税別)
- ②訪問予定前30分以降の連絡、または連絡がなかった場合 5,000円(消費税別)

◆訪問看護を実施する際は介護保険・医療保険に係らず、主治医より交付される「訪問看護指示書」が必要になります。

別途、文書料が掛かります。

サービス利用契約書

訪問看護ステーションharu style世田谷
介護保険事業所番号:1361291469
訪問看護ステーションコード:7493554

利用者(以下「甲」という。)と事業者合同会社Maison84(以下「乙」という。)とは、訪問看護サービスの利用に関して次の通り契約を結びます。

第1条 (目的)

1. 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて、生活の質を確保し、可能な

限り自立した日常生活を営むことができるよう甲の療養生活を支援し、健康管理及び日常生活活動の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。

第2条 (契約期間)

1. 本契約期間は、契約締結の日から始まり、介護保険利用の場合、甲の要介護度認定の有効期間の満了日までとしま

す。医療保険利用の場合、主治医の訪問看護指示期書期間の満了日までとします。但し、甲の要介護(支援)認定有

効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護(支援)認定有効期間の満了日まで(介護保険)、主治医の訪問看護指示書期間更新後の満了日まで(医療保険)とします。

2. 前項の契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

第3条 (運営規定の概要)

1. 乙の運営規定の概要(事業の目的、職員の体制、訪問看護サービスの内容等)、従業者の勤務体制などは、重要事項説明書に記載した通りです。

第4条 (訪問看護計画の作成)

1. 乙は、主治医の指示、甲の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて訪問看護計画を作成し訪問看護計画作成後も当該実施状況の把握に努めます。

2. 訪問看護計画には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。

3. 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

4. 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画の変更

を行います。

①甲の心身の状況、置かれている環境などの変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合

②甲が訪問看護サービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合

5. 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに甲の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。乙は、訪問看護計画を作成、または変更した際には、これを甲及びその後見人または

家族に対し、説明し、その同意を得るものとします。

第5条（主治医との関係）

- 1.乙は訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
- 2.乙は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な関係を図ります。

第6条（訪問看護師の変更）

1.甲は、乙に対し訪問看護師の変更を申し出ることができます。その場合第1条に規定する訪問看護サービスの目的に

反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、甲の希望に沿うようにいたします。

第7条（訪問看護サービスの内容及びその提供）

- 1.乙は、訪問看護師を派遣し、訪問看護重要事項説明書記載の訪問看護を提供します。
- 2.乙は、甲に対して訪問看護サービスを提供するごとに、「当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬などの必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、甲の確認を受けることとします。
- 3.乙は、甲の訪問看護サービスの実施状況などに関わる記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- 4.甲及びその家族（家族がない場合は後見人）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。但しこの閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

第8条（居宅支援事業者等との連携）

- 1.乙は、甲に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者またはその保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な関係に努めます。

第9条（協力義務）

- 1.甲は、乙が甲のため、訪問看護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力します。

第10条（苦情対応）

- 1.乙は苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した訪問看護サービスについて甲、甲の家族または後見人から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

第11条（緊急時の対応）

- 1.乙は、現に訪問看護サービスの提供を行っているときに甲に容体の急変が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を取るなど必要な対応を講じます。

第12条（費用）

- 1.乙が提供する訪問看護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は重要事項説明書に記載した通りです。介護報酬は3年毎、診療報酬は2年毎に改定があります。甲は報酬改定後の料金に準じます。
- 2.甲は、サービス対価として、前項費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。
- 3.乙は提供する訪問看護サービスのうち、介護保険の適応を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
- 4.乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。
- 5.乙は、甲が正当な理由もなく訪問看護サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、重要事説明書に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。

第13条（利用者負担額の滞納）

- 1.甲が正当な理由なく利用者負担額を1か月以上滞納した場合は、乙は1か月以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告することができます。
- 2.前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護サービス事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
- 3.乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
- 4.乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問看護サービスの提供を拒むことはありません。

第14条（秘密保持）

- 1.乙は正当な理由がない限り、業務上知り得た甲、及びその家族または後見人の秘密を洩らしません。

- 2.乙及びその職員は、サービス担当者会議等において、甲及びその家族または後見人に関する個人情報を用いる必要がある場合には、使用目的を説明し同意を得なければ、使用することができません。
- 3.乙は離職後においても秘密保持を遵守します。

第15条（甲の解除権）

1.甲は7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

第16条（乙の解除権）

- 1.乙は、甲が法令違反またはサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。
- 2.乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって、主治医、甲の居宅サービスを作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な援助を行ないます。

第17条（契約の終了）

1.次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

①甲が次の理由でサービスを提供できなくなったとき。

（1）甲が介護保険施設への入所や医療機関へ1か月以上の入院をした場合。

但し、甲と乙で合意があれば契約を継続することができる。

（2）甲が要介護認定を受けられなかった場合

（3）甲が死亡した場合

（4）訪問看護指示書が発行されない場合

②第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。

③甲が第15条により契約を解除したとき。

④乙が第13条又は第16条により契約を解除したとき。

第18条（損害賠償）

1.乙は、訪問看護サービスの提供に際し、甲に事故が発生した場合には、速やかに主治医、市町村、介護支援専門員、

甲の家族または後見人へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2.乙は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、その完結の日から5年間保存します。

3.乙は、事故により、甲の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、直接発生した損害に限り、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

第19条（合意管轄）

1.この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第20条（社会情勢及び天災）

1.社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、甲の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。

2.社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、甲の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を甲は負わないものとする。

第21条（協議事項）

1.この契約及び介護保険法・健康保険法等の関係法令で決められていない事項については、介護保険法・健康保険法その他関係法令の主旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

個人情報使用同意書

(1) 使用する目的

甲の居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、各市区町村、介護支援専門員、相談支援専門員、事業者等との連絡調整において必要な場合に使用する。

(2) 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、(1)に記載する目的の範囲内で必要最低限にとどめ、情報提供の際は、関係者以外には決して漏れることのないように、細心の注意をはらう。
- ②個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録する。
- ③第三者への提供
 1. 訪問看護業務に関連のある事業者、保険請求のための提出、主治医等といたします。
 2. 提供手段として、書面による手渡し、記憶媒体、FAX、電話などを用いる。
 3. 場合によって、甲の申し出により、第三者への提供を差し止めることができる。

(3) 提供する期間・保存期間

契約書第2条に定める契約期間及び法令の定めるところによる当該契約の解約又は解除後の書類保存期間に相当する期間使用します。

(4) 個人情報の内容

- ①氏名、生年月日、年齢、住所、健康状態、病歴、家族状況、他事業所がサービス提供を行ううえで、最低限必要な利用者や家族個人に関する情報等。
- ②主治医からの訪問看護指示書の内容(診断名、服用している薬、指示期間、指示内容)等
- ③その他の状況等

(5) 法令・規範の遵守等

乙は、個人情報に関して適用される法令・規範を遵守すると共に、上記各項に示した個人情報の取り扱いを適時見直し、改善に努めます。

甲は、甲(利用者及びその家族)の個人情報については、個人情報使用同意書に基づいて、最小限の範囲内で使用することに同意します。

甲は、重要事項説明書で緊急時訪問看護及び24時間対応体制について説明を受け、サービスを利用することに同意します。

この契約の成立を証するため、本証2通を作成し、甲乙各署名捺印して1通ずつ保有します。

上記の通り、サービス利用契約書を締結します。

令和 年 月 日

<利用者 甲>

住所
氏名

印

<家族または後見人・代理人(続柄)>

住所
氏名

印

<事業者 乙>

事業者名

合同会社Maison84

事業所名

訪問看護ステーションharu style 世田谷

所在地

東京都世田谷区桜新町1丁目15-1チエリーハイム30

2

代表者名

石橋 誠

説明者

印